

# 「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の  
法律相談



佐々木知子  
ささき ともこ  
弁護士  
帝京大学法学部教授

## Q 娘が昔付き合っていた男に ストーカーされていて心配です…

娘がかつて付き合っていた男  
のことで相談に上がりました。  
娘は今24歳。短大を卒業後、  
就職先で知り合った6つ上の彼  
と半年ほど付き合い、結婚した  
いと引き合わされたことがあり  
ます。陰気な感じで好きにな  
れませんでしたが、奥手の娘に  
は初めての男で是非と言うので、  
交際を認めました。

いずれ婚約という矢先に「事  
件」は起こりました。深夜の電  
車内で痴漢をしたという容疑で  
男が捕まったのです。本人はや  
っていないと言い、実際勾留後  
に釈放になりましたので、確か  
に冤罪だったのかもしれませんが。  
しかし娘としては、その時間帯

に無関係の方面の電車に乗って  
いたこと自体変に感じ、また自  
身で交際を通して気づくところ  
があったのでしょう。男が職場  
に居づらくなって退職したこと  
もあり、交際は自然に消滅しま  
した。

しかしその半年後位からまた  
電話が来るようになり、娘が着  
信拒否をしたところ、今度は執  
拗にメールが来て、君が信用し

てくれなかったのが諸悪の根源  
だ、君さえ信じてくれれば人生  
をやり直せるといったことが長  
々と書いてありました。娘がそ  
の受信も拒否したら、今度は待  
ち伏せされていたと震えながら  
帰ってきました。

まさに今世間で騒がれてい  
るストーカーだと思ってしまうが、  
この先どうすればよいでしょ  
うか。

## A ストーカー規制法がありますが、警察に訴えるには、 ストーカー行為をされている証拠が必要です。

その手の話はよくあるのです  
が、娘さんとしては気持ちが悪  
くて怖いし、家族の皆さんも嫌  
ですよね。相手があることなの  
で先が読めませんし。

今やストーカーという言葉が  
氾濫をして、皆さん過剰に反応  
する傾向がありますが、実際の  
ところは気がない相手にいつま  
でも関わっていても仕方ないの  
で、そのうち諦めるのが普通で  
す。特に新たな就職先でうまく  
やれたり、女性でもできればそ  
うです。

問題は、それらの当てがない  
と思いつき、将来に自暴自棄に  
なっている場合です。失うもの  
がない人間ほど怖いものはあり  
ませんので。極端なケースでは  
世間を騒がせるストーカー殺人  
になることもあります。それ  
は本当に例外です。

平成12年に成立したいわゆる  
ストーカー規制法は、恋愛感情  
を元に本人ないしその親族につ  
きまといや電話・メールなど一  
定の行為を反復して行う場合を  
ストーカー行為と規定していま  
す。ですから警察に訴え出る時

には、その旨の記録が必要です。

警察がストーカー行為である  
と認めれば警告を発することが  
でき、相手がそれに従わなかつ  
た場合には禁止命令を出すこと  
ができます。相手がそれにすら  
従わずにさらにすれば刑事事  
件となり、「1年以下の懲役又  
は100万円以下の罰金」に処  
せられます。意外に低い刑罰で  
すよね。もちろん「殺す」とか  
「職場におられなくしてやる」と  
かいった内容であれば別途脅迫  
罪が成立します。いずれにして  
も証拠の積み上げが必要になり

ます。

これ以上続くようなら、ご相  
談者から、あるいはどなたか信  
用できる共通の知人友人でもお  
られれば間に立って話をしても  
らえばいいかもしれません。た  
だそれが有効かどうかは相手の  
性格や環境にもよるので、一概  
には申し上げられませんけれど。  
結婚や離婚と同様、始めるの  
は簡単ですが、やめるのはなか  
なか難しいことがあります。で  
も婚約や結婚の前だったので不  
幸中の幸いだったかなと思いま  
す。

